

3. 食肉センター食肉市場使用料等

()は非上場使用料等

	牛・馬	豚・仔牛・仔馬		めん羊 山羊	摘 要
		普通豚	大貫豚		
	円	円	円	円	
食肉センター使用料	2,100 (2,100)	577 (577)	577 (577)	(577)	市条例による
解体料	8,925 (8,925)	1,207 (1,207)	1,680 (1,680)	(1,207)	卸売業者が徴収
検査手数料	800 (800)	300 (300)	300 (300)	(100)	市条例による
格付手数料	540 (0)	105 (0)	105 (0)	-	日本食肉格付協会
協力費	-	(525)	(840)	(525)	卸売業者が徴収
組合費	20 (50)	5 (5)	5 (5)	(5)	四日市と畜営業者組合等
計	12,385 (11,875)	2,194 (2,614)	2,667 (3,402)	(2,414)	
冷蔵庫使用料					
1頭/1日	420	210	210	210	卸売業者が徴収
半丸/1日	210	105	105	105	〃
卸売業者市場使用料	売上金額の		2/1,000		市条例による
卸売業者卸売場使用料	m ² 当り月		210円		〃
事務所、関連施設等使用料	〃		315円		〃
冷蔵施設等使用料	〃		1,050円		〃
部分肉加工施設使用料	〃		2,940円		〃
簡易冷蔵庫使用料	〃		210円		〃
卸売業者販売手数料	売上金額の		35/1,000		卸売業者が徴収